

令和8年度 就学援助制度について

美郷町教育委員会

美郷町では小中学校に通学される児童、生徒のみなさんが明るい学校生活をおくれるように、経済的に困りの方へ下記のような援助制度を設けています。

援助を受けるためには毎年度申請を行い、教育委員会の認定を受ける必要があります。

現在認定を受けておられる方についても、改めて新年度の申請を行わなければ支給を受けることができませんので、以下の説明をよくご覧いただき、手続きを行ってください。

1. 援助を受けることができる方

○下記の(1)～(6)に該当する方

- (1) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止の方
- (2) 市町村民税が非課税若しくは減免の方
- (3) 固定資産税が減免の方
- (4) 国民健康保険税が減免の方
- (5) 国民年金の掛金が減免の方
- (6) 児童扶養手当を受給している方

○上記以外で下記に該当する場合

- (7) 日雇労働者又は職業安定所登録日雇い労働者
- (8) その他、教育委員会が必要と認める方

※(7)・(8)の認定基準は世帯の総所得金額が生活保護基準額の1.3倍以内が目安となります。例えば両親と小中学生2人の4人家族なら年間総所得280万円以下。世帯の状況により認定基準は変動します。



2. 支給金額(年間) ※令和7年度基準 ※給食費の金額は令和8年度変更予定です

内 容	小 学 校	中 学 校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円
校外活動費(宿泊なし)	上限額: 1,600円	上限額: 2,310円
校外活動費(宿泊あり)	上限額: 3,690円	上限額: 6,210円
新入学児童生徒学用品費 ※1	57,060円	63,000円
給食費(実食数×実費)	1食: 200円	1食: 220円
修学旅行費	上限額: 22,690円	上限額: 60,910円
生徒会費		上限額: 5,550円
クラブ活動費 ※2		上限額: 30,150円
P T A会費	上限額: 3,450円	上限額: 4,260円
スポーツ振興センター掛金	460円	460円
卒業アルバム代等		上限額: 10,000円
オンライン学習通信費 ※3	上限額: 14,000円	上限額: 14,000円

※1 前年度に前年度基準額に基づき受給された方は7月に差額を支給します。

※2 クラブ活動費(部活動に要する費用)については、用具等を購入した際の「領収書」が必要です。

※3 オンライン学習通信費については、モバイルルーター等の通信機器を購入した際や通信を負担していることを確認するため「領収書」が必要となりますので保管しておいてください。

3. 支給時期

- 支給は、7月（1学期分）・12月（2学期分）・3月（3学期分）に行います。

4. 申請に必要な提出書類

○申請書

- ※就学中又は就学予定の学校、または教育委員会で受け取ることができます。
- ※様式は教育委員会のHPにも掲載してあります。

○その他の書類

- ※生活を一にする家族の中に、美郷町以外に住民登録をしている方がいる場合は、その方全員の住民票及び課税証明書（ただし学生の方は除く）の提出をお願いします。
- ※申請年度の昨年中の所得状況を基準としますので、申請年（仮申請にあつては前年）の1月1日時点で美郷町外に居住されていた方については、その自治体の発行する課税証明書の提出をお願いします。

5. 申請書提出日

○令和8年4月30日(木)まで

- ※新入学児童生徒入学用品費（仮申請）：令和8年2月27日まで（済）
- ※2月に仮申請して認定された場合でも、4月に再度申請書の提出が必要です。

○年度途中の申請も随時受け付けます。

- ※但し、支給対象期間は申請のあった月からになります。給食費は認定日により日割り計算になります。

6. 提出先

- 各小・中学校、または教育委員会で受け付けます。
- 小・中学校の両方へお子さんが在籍している場合は小学校へ申請書を1枚提出してください。

7. その他

- 申請書、収入額等の審査を教育委員会でを行います。認定審査の際には、校長及び民生児童委員からの意見を求める場合や、必要に応じて詳しい状況を直接聞かさせていただく場合があります。
- 就学援助費を受給されているにも関わらず、学校徴収金に未納が生じた場合には、支給の可否を検討しますのでご承知おきください。

8. 問合わせ先

- 美郷町教育委員会 教育課
学校教育係 TEL 75-1217
- 美郷町立各小・中学校 教頭・事務
邑智小学校 TEL 75-0024
大和小学校 TEL 82-2009
邑智中学校 TEL 75-0132
大和中学校 TEL 82-2042

わからない点があれば、
教育委員会・学校にお問
い合わせください。

